

連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成二十二年内閣府令第四十五号）

改正後	改正前
<p>附則</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 新連結財務諸表規則第十五条の六の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用し、同日前に開始した連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項において「財務諸表等規則」と</p>	<p>附則</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 連結会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（以下この項及び次条第二項において「財務諸表等規則」という。）第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。）又はその他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券（この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項及び次条第二項において同じ。））、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。）を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての第二条の規定による改正後の連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第十五条の六の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 財務諸表提出会社が、平成二十年十二月五日から平成二十二年三月三十一日までに売買目的有価証券又はその他有価証券を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券</p>

<p>いう。) 第八条第二十項に規定する有価証券をいう。以下同じ。) 又はその他有価証券(売買目的の有価証券、満期保有目的の債券(この府令による改正前の財務諸表等規則第八条第二十一項に規定する満期保有目的の債券をいう。以下この項において同じ。) 、子会社株式及び関連会社株式以外の有価証券をいう。) を満期保有目的の債券へ変更した場合における当該変更後の満期保有目的の債券についての新財務諸表等規則第八条第二十一項の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>3 新財務諸表等規則第八条の七の規定は、平成二十二年四月一日以後に開始する事業年度に係る財務諸表から適用し、同日前に開始した事業年度に係るものについては、なお従前の例による。</p>	<p>券についての第三条の規定による改正後の財務諸表等規則第八条第二十一項及び第八条の七の規定の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(新設)</p>
--	--